令和2年9月28日

令和2年第3回神奈川県議会定例会

# 総務政策常任委員会資料

(令和2年9月24日付託分)

附属資料

総務局

## 目 次

	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	ジ
1	神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例関連の新旧対照表	
	【総務局関連】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	1
2	知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例 新旧対照表	6
3	神奈川県県税条例 新旧対照表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	7
4	普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例 新旧対照表 …	8
5	分庁舎新築工事の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	9

1 神奈川県立国際言語文化アカデミア条例を廃止する等の条例関連の新旧対照表【総務局関連】

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例(昭和32年神奈川県条例第52号)新旧対照表

改 正	1	N.1 (	природ	<del>現</del>		<u> </u>	1117171112	
5.	F	۲ - <i>ا</i>	t total			1		
第1条~第2条 (略)	第1条~第2条 (略)							
(給料表)	(給料表)							
し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料	し、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料							
表に定めるところによる。	表に定めるところによる。							
$(1)\sim(5)$ (略)		(1	$\sim (5$	) (略)				
(6) 研究職給料表(別表第6)		(6	) 大学	学教育職絲	合料表(別	川表第6)		
(7) 医療職給料表(1)(別表第7)		(7		完職給料表			_	
(8) 医療職給料表(2)(別表第8)		(8)		<b>東職給料表</b>				
(9) 医療職給料表(3)(別表第9)		(9		<b>寮職給料表</b>			_	
(10) 福祉職給料表(別表第10)		$\frac{(3)}{(10)}$	_	<b>寮職給料表</b>			_	
(削除)							_	
				止職給料表	文 (別衣身	510V/2/	_	
	2		(略)	/m	<b>←</b> \			
第 4 条~第22条 (略)	芽	34月	≥~第2	22条 ()	<b></b>			
					,			
別表第1~別表第5 (略)	1			別表第5				
(削除)	另	刂表第	等6(多	第3条関係	<u>系)</u>			
				大学教	<b>教育職給</b> 署	斗表		
		職	∖ <u>職務</u>	1 1/174	2級	2 ×17	4 XTA	
		<u>員</u>	の級	1級	<u> </u>	<u>3級</u>	4級	
			,					
		区	<u> </u>	<u>給料月</u>	<u>給料月</u>	<u>給料月</u>	給料月	
		の区分		<u>額</u>	<u>額</u>	<u>額</u>	<u>額</u>	
				円	円	円	円	
			1			324, 300	-	
						327, 200		
			<u>2</u>	_		330, 300		
			3			333, 300		
			4	223, 100	<u> </u>	333, 300	413, 200	
			_	005 000	000 500	000 500	415 000	
			<u>5</u>				415, 300	
			6		<u>291, 000</u>		417,800	
			6 7 8	229, 500	<u>293, 200</u>	341, 700	420,000	
			8	231,600	295, 600	344, 400	422, 500	
			9	233, 900	298, 200	347, 400	424, 200	
			<u>10</u>	236, 300	300, 700	350, 300	426, 700	
			<u>11</u>	238, 700	303, 100	353, 400	429,000	
			12	241, 100	305, 700	356, 700	431, 300	
			<u>13</u>	243, 200	308, 000	359, 500	432, 700	
			14	245, 600				
			15	248, 000				
			16 16	$\frac{210,000}{250,400}$				
			10	200, TOO	510,000	500, 100	100, 100	
			17	252 400	316 000	368, 300	441 500	
			<u>17</u>	_				
			<u>18</u>	<u>∠55, 500</u>	<u>318, 100</u>	370, 500	443, 900	

改 正			ŕ	 f	
,	19	258, 600	320, 100		446, 200
	20	261, 700	322, 100	374, 500	448, 600
	<u>21</u>	<u>264, 600</u>		376, 500	450, 700
	<u>22</u>	267, 600	326, 500	378, 400	453,000
	<u>23</u>	270, 500	329, 100	380, 400	<u>455, 400</u>
	<u>24</u>	273, 400	331, 900	382, 100	457, 700
	0.5	070 000	000 000	000 500	450 700
	$\frac{25}{26}$	-	333, 900		459, 700
	26 27	278, 800 281, 300	335, 900 338, 000	385, 300 387, 100	461, 900 464, 000
	27 28	281, 300 284, 000	340, 400	387, 100	464, 000
	<u> 40</u>	<u>204, 000</u>	570, 400	505,000	100, 200
	<u>29</u>	286, 800	342, 800	390, 900	468, 300
	30	289, 200	344, 900	392, 600	470,600
	31	291, 400	346, 800	394, 300	472, 800
	32	293, 800	348, 600	396, 000	474, 900
					]
	<u>33</u>	296,000	350,600	397,600	476, 800
	<u>34</u>	<u>298, 200</u>	<u>352, 700</u>		<u>478, 900</u>
	<u>35</u>	300, 700			
	<u>36</u>	302, 900	<u>356, 800</u>	402, 700	483, 400
	9.7	205 400	250 400	402 000	40E E00
	$\frac{37}{38}$		358, 400		485, 500
	38 30	307, 000	360, 400 362, 500	405, 400 406, 900	487, 500
	$\frac{39}{40}$	308, 700 310, 400	364, 400	408, 400	489, 400 491, 300
	10	510, 100	504, 400	100, 100	101,000
	41	312, 300	366, 300	409, 300	493, 300
	42			410, 900	
	43	313, 700	370, 000	412, 400	496, 900
	<u>44</u>	314,600	371,800	414,000	498, 800
	<u>45</u>	-		415, 300	
	<u>46</u>	-	<u>375, 400</u>		
	47		376, 900		
	<u>48</u>	318, 300	378, 700	419, 900	506, 200
	<u> 1</u> 0	310 200	380 200	421, 300	507 900
	<u>49</u> <u>50</u>		381, 800		
	<u>50</u> <u>51</u>	-	383, 400		
	<u>52</u>		385, 100		513, 300
	<u>—</u>				
	<u>53</u>	322, 900	386, 200	425, 900	514, 900
	54	323, 700			-
	<u>55</u>	324, 500	389, 100	427, 800	518, 200
	<u>56</u>	325, 300	390, 700	428, 700	519,800
	<u>57</u>	326, 000	392,000	429,600	521, 400

改正					Ť	
		<u>58</u>	327, 100	393, 400	430, 500	522, 700
		59	328, 200	394, 700	431, 400	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
		60	329, 200	396, 200	432, 300	525, 200
		<u>61</u>	330, 200	_		
		<u>62</u>	331, 200	398, 900	434, 100	527, 400
		<u>63</u>	332, 300			
		<u>64</u>	333, 400	401, 900	436, 200	529, 400
	_	a=	204 400	400.000	405 400	
	<u>再</u>	<u>65</u>		402, 900		
	任	<u>66</u>	335, 200	_		-
	<u>用</u>	<u>67</u>	335, 900		439, 100	
	<u>職</u> 旦	<u>68</u>	337, 000	406, 100	440,000	532, 700
	用職員以外	60	337, 600	407 100	441,000	533, 600
	从	69 70	338, 700			
	<u>クト</u> の	$\frac{70}{71}$	339, 600			
	離	<u>71</u> <u>72</u>	340, 700			535, 200
	<u>職</u> 員	12	010, 100	100,000	110, 500	555, 500
		<u>73</u>	341,000	410, 400	444, 900	536, 800
		$\frac{74}{74}$	342, 000			-
		75	343, 000			
		76	344, 000	412, 900	447, 700	539, 400
		<u>77</u>	345, 000	413,600	448, 500	540, 300
		78	346,000	414,000	449,000	541, 200
		<u>79</u>	346, 900	414, 500	449, 700	542, 100
		80	347, 800	415, 100	450, 300	543,000
		<u>81</u>			451, 100	
		<u>82</u>		_	451, 800	
		<u>83</u>		_	452, 100	
		<u>84</u>	<u>351, 800</u>	417, 100	452, 700	546, 500
		O.F.	252 400	417 400	452 200	547 200
		85 86			453, 200 453, 800	<u>547, 500</u>
		86 87		417, 900 418, 400		
		88 88		419, 000		
		00	554, 200	110,000	100, 200	
		89	354, 800	419, 400	455, 700	
		90		420, 000		
		91		420, 600		
		92		421, 100		
		_		,		
		93	356, 600	421, 400	458, 200	
		94	<u>357, 000</u>	421,800	458, 800	
		<u>95</u>	<u>357, 500</u>	<u>422, 200</u>	<u>459, 400</u>	
		<u>96</u>	<u>358, 000</u>	422,600	460,000	

改 正	
	97     358, 600     423, 000     460, 700       98     359, 100     423, 500       99     359, 500     423, 900       100     360, 000     424, 400
	101     360, 400     424, 800       102     360, 900     425, 200       103     361, 200     425, 700       104     361, 700     426, 000
	105     362, 200     426, 600       106     362, 600     427, 100       107     363, 100     427, 600       108     363, 600     428, 100
	109 364, 000 428, 400 110 364, 500 111 365, 000 112 365, 400
	113     365, 800       114     366, 200       115     366, 700       116     367, 100
	117     367, 500       118     367, 900       119     368, 400       120     368, 800
	121     369, 100       122     369, 500       123     370, 000       124     370, 300
	125     370, 700       126     371, 200       127     371, 700       128     372, 100
	129     372, 500       130     373, 000       131     373, 500       132     374, 000
	133 374, 300

	再     282,800     293,800     315,700     399,700       任     用       職     員
別表第6     (第3条関係)     (略)       別表第7     (第3条関係)     (略)       別表第8     (第3条関係)     (略)       別表第9     (第3条関係)     (略)       別表第10     (第3条関係)     (略)       別表第11     (第4条関係)       級別基準職務表     総料表の 職務の 私別       種類     経費となるべき職務       (略)     (間除)	## この表は、神奈川県立国際言語文化アタデミア(以下「アカデミア」という。)は
(略)	4級       1 アカデミアの所長又は 副所長で教授の職を兼ねるものの職務 2 高度の知識経験を必要とするアカデミアの教授の職務         (略)

2 知事等の損害賠償責任の一部免責に関する条例(令和2年神奈川県条例第54号)新旧対照表

.

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下「知事等」という。)は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア (略)

- イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委 員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の 委員又は監査委員 4
- ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、 収用委員会の委員、海区漁業調整委員会の <u>委員</u>、内水面漁場管理委員会の委員<u>又は地</u> 方公営企業の管理者 2

エ (略)

(2) (略)

現

地方自治法(昭和22年法律第67号)第243条の2第1項の規定により、同項に規定する普通地方公共団体の長等(以下「知事等」という。)は、職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がないときは、その者が県に対して損害を賠償する責任を負う額から、次の各号に掲げる知事等の区分に応じ、当該各号に定める額を控除して得た額について、賠償の責任を免れる。

(1) 地方警務官(警察法(昭和29年法律第162号)第56条第1項に規定する地方警務官をいう。以下同じ。)以外の知事等 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第173条第1項第1号に規定する普通地方公共団体の長等の基準給与年額に、次に掲げる地方警務官以外の知事等の区分に応じ、それぞれ次に定める数を乗じて得た額

ア (略)

- イ 副知事、教育委員会の教育長若しくは委 員、公安委員会の委員、選挙管理委員会の 委員、監査委員又は海区漁業調整委員会の 委員 4
- ウ 人事委員会の委員、労働委員会の委員、 収用委員会の委員、内水面漁場管理委員会 の委員、地方公営企業の管理者 2

工 (略)

(2) (略)

3 神奈川県県税条例(昭和45年神奈川県条例第26号)新旧対照表

改 正 租

第1条~第81条 (略)

附則

 $1 \sim 7$  (略)

(県民税の法人税割の税率の特例)

8 <u>令和2年11月1日から令和7年10月31日まで</u>の間に終了する各事業年度分又は各連結事業年度分の法人税割の税率は、第14条の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

 $9 \sim 14$  (略)

(法人の事業税の税率の特例)

15 令和2年11月1日から令和7年10月31日 までの間に終了する各事業年度分の法人の 事業税の額は、前項の規定により読み替え て適用される第18条の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)~(3) (略)

 $16\sim43$  (略)

第1条~第81条 (略)

附則

 $1 \sim 7$  (略)

(県民税の法人税割の税率の特例)

8 平成27年11月1日から令和2年10月31日 までの間に終了する各事業年度分又は各連 結事業年度分の法人税割の税率は、第14条 の規定にかかわらず、100分の1.8とする。

行

9~14 (略)

(法人の事業税の税率の特例)

15 <u>平成27年11月1日から令和2年10月31日</u> <u>まで</u>の間に終了する各事業年度分の法人の 事業税の額は、前項の規定により読み替え て適用される第18条の規定にかかわらず、 次の各号に掲げる法人の区分に応じ、それ ぞれ当該各号に定める金額とする。

(1)  $\sim$  (3) (略)

 $16\sim43$  (略)

4 普通財産及び物品の交換、出資、無償譲渡、無償貸付け等に関する条例(昭和39年神奈川県条例 第78号)新旧対照表

正 現 改 行 公有財産及び物品の交換、出資、無 普通財産及び物品の交換、出資、無 償譲渡、無償貸付け等に関する条例 償譲渡、無償貸付け等に関する条例 (趣旨) (趣旨) |第1条 この条例は、公有財産及び物品の交換、||第1条 この条例は、普通財産及び物品の交換、| 出資、無償譲渡、無償貸付け等に関し必要な事出資、無償譲渡、無償貸付け等に関し必要な事 項を定めるものとする。 項を定めるものとする。 (普通財産の無償貸付け及び減額貸付け) (普通財産の無償貸付け及び減額貸付け) 第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当<mark>第5条 普通財産は、次の各号のいずれかに該当</mark> するときは、無償又は時価よりも低い額で貸し するときは、無償又は時価よりも低い額で貸し 付けることができる。 付けることができる。 (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又 (1) 国、他の地方公共団体その他の公共団体又 は公共的団体において公用、公共用又は公益 は公共的団体において公用、公共用又は公益 の用に供するとき。 の用に供するとき。 (2) 普通財産の貸付けを受けた者が災害のため (2) 普通財産の貸付けを受けた者が災害のため 当該財産を使用の目的に供しがたいと認めら 当該財産を使用の目的に供しがたいと認めら れるとき。 れるとき。 (3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に凶(3) 事務又は事業の遂行上その他公益上特に凶 要があるとき。 要があるとき。 (行政財産の貸付けについての準用) (新設) 第6条 前条の規定は、行政財産の貸付けについ て準用する。 第7条 (略) 第6条 (略)

(略)

第7条

第8条

第9条

第10条

(略)

(略)

(略)

#### 5 分庁舎新築工事の概要

#### (1) 目的

大規模地震・津波発生時における本庁機能の確保に向け、分庁舎の整備工事を行う。整備工事を 行うことにより、分庁舎の耐震化、床面積の拡大を図る。

#### (2) 事業概要

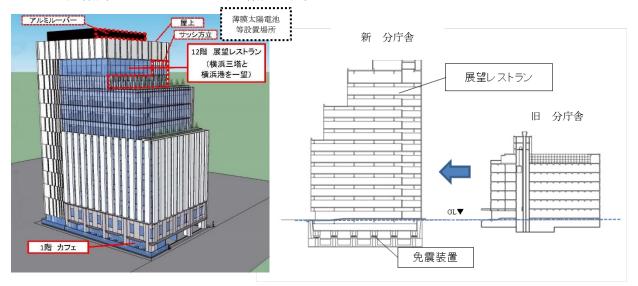
建築面積:1001.18㎡
延べ床面積:12,051.64㎡

・ 構造及び規模:地上 鉄骨造 CFT柱 (コンクリート充填鋼管柱)

地下 鉄骨鉄筋コンクリート造(基礎免震構造)

地上13階 地下1階 塔屋

カフェ(1階)、展望レストラン(12階)の設置



#### (3) 請負契約の内容

### ア 工事請負金額

工事名称	変更前請負契約金額	変更後請負契約金額		
分庁舎新築工事 (建築)	56 億 9,715 万 6,800 円	57億749万4,600円		
分庁舎新築工事(機械)	11億7,455万8,620円	11 億 7, 743 万 1, 820 円		
分庁舎新築工事(電気)	9億8,321万3,600円	9億8,599万3,300円		

### ※ 工期については、令和2年8月17日付けで下記のとおり延長の変更契約を締結

・建築 (変更前)平成28年12月20日から令和2年9月30日まで

(変更後) 平成28年12月20日から令和2年11月16日まで

・機械及び電気 (変更前) 平成29年3月22日から令和2年9月30日まで

(変更後) 平成29年3月22日から令和2年11月16日まで

#### (4) 工事スケジュール

	H28	H29	H30	R1 (H31)	R2
変更後工期	除却	杭・掘削・地		上躯体工事	内装・設備工事